

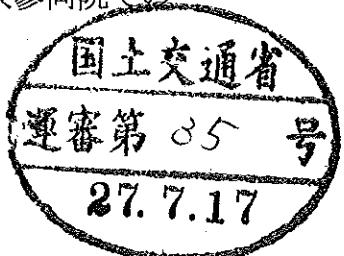
公述申込書

1. 事案番号：平 27 第 5005 号
2. 事案の種類：一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定
3. 指定する地域：神戸市域交通圏
4. 公述人氏名：阪本 均（サカモト ヒトシ）
5. 住所：大阪府豊中市服部南町 3 丁目 5-12 TEL06-6863-6681
職業：私鉄関西ハイタク労働組合連合会 副執行委員長 年齢 61 歳
6. 事案に対する賛否：特定地域指定に賛成

公述書

1. 公述者は、兵庫・大阪両府県の私鉄系ハイタク 5 組合 762 名で組織する私鉄総連ハイタク協議会、関西ハイタク労働組合連合会の副執行委員長、阪本 均（サカモト ヒトシ）です。
2. 2002 年 2 月の改正道路運送法施行（いわゆる規制緩和）以降、神戸市域交通圏に於いても、新規参入や既存事業者の相次ぐ増車により、日車営収は低下の一途を辿り、タクシー乗務員また、事業者間で乗客の奪い合いが発生し、営収が確保出来ないことから、乗り場の入構を巡って争いが至る所で発生する状況に陥り、秩序も均衡も崩れました。当時、隣接する大阪市域交通圏は「規制緩和の実験場」とも揶揄される状況で、大阪ほどではないにしても、神戸市域交通圏も大きな影響を受けた事は事実です。この規制緩和が全ての原因ではありませんが、景気の低迷による需要の減少等も相まって、私たち組織の組合員も、規制緩和前の 2001 年と 2012 年度を比較すると、月例賃金で 10 万円近く低下し、回復には至っていないのが現状です。
3. 2009 年に施行された「タクシー特措法」で神戸市域交通圏は特定地域に指定されたことにより、一定の減休車が進み、運賃の大半も一定ゾーンに収斂されましたが、「タク特法」では、減休車や運賃設定が事業者の主体性に委ねられていたことから、協力的な事業者と非協力的な事業者との間で、不公平感が増大し、今回の特定地域指定の賛否の議論でも、その思惑が浮き彫りになったと感じています。

昨年、1 月 27 日に施行された改正タクシー三法は、2009 年の「タクシー特措法」で限界が見えた適正化・活性化を更に進めるための法律で、衆参両院での



付帯決議を含め、その法律の趣旨はタクシー労働者の労働条件の改善だと理解しています。準特定地域計画の公定幅運賃でも、そこに合わせる事業者とそうでない事業者（低額運賃で一人勝ちを目論む）がいる中で、合わせない事業者の割引コストはどうなっているのかといえば、営業に必要な経費を乗務員に負担させる制度や不透明な雇用関係、また、賃金制度は通達で禁止されている累進歩合給制度を導入している事業者も少なくありません。これに限らず大幅な割引運賃をはじめとする規制緩和以降の業界内での競争は、全て労働者の労働条件を犠牲にすることで成り立っており、具体的な名前は出しませんが、個別に見ていけば労基法・改善基準告示違反の事業者も少なくありません。その為に長時間労働を強いられ、劣悪な労働条件となることは、公正な競争という観点で言えば、適正化とはほど遠い状況だと云わざるを得ませんし、労働組合としては看過できません。

4. タクシーの最大の使命は安全な輸送であり、業界労使が1番に考えないといけないのは、乗客の安全です。事業者間で一定の競争原理が働くことは否定しませんが、前述のように「営業の自由」を謳い、労働者の労働条件を犠牲にした競争は業界を年金併用者でなければ働けないような高齢者産業にしてしまいつつあり、経営者の姿勢には「乗客の安全」を本当に守る気があるのか大いに疑問を感じるところです。こうした状況を踏まえると、「特定地域」に指定をいただいて、その3年ないし、2年の期間に地域の業界関係者が適正化・活性化について真摯に議論していく必要があると考えます。